

「議会だより縮刷版（101号～150号）」販売のご紹介

当町議会において、定例会毎に発行しております広報「議会だより かねがさき」が、令和6年3月定例会号の発行をもちまして第150号を迎えることができました。これを記念し、第101号～150号までの縮刷版を作成いたしました。購入をご希望の方は、下記のとおりお申し込みください。

■販売価格 1冊 4,000円（税込）

■申し込み方法

町ホームページに掲載している「購入申込書」に必要事項を記入し、ファックス、メールまたは郵送にて送付いただくか、必要事項を下記問い合わせ先までご連絡ください。

【必要事項】①氏名、②住所、③電話番号、④受取方法（来庁または郵送）、⑤購入希望数

■代金支払方法

- ・役場に来庁できる人：縮刷版お渡しの際に現金にてお支払いいただきます。
- ・役場に来庁できない人：購入申込を済ませた後、口座振込により代金をお支払いいただきます。
★振込手数料は申込者のご負担とさせていただきます。
★代金の入金を確認後、発送いたします。（送料は金ケ崎町が負担いたします。）

■問い合わせ先・販売場所

金ケ崎町役場4階 議会事務局 ☎42-2111 FAX42-2103



◀町 HP

令和7年春季火災予防運動を実施します



住宅防火 いのちを守る 10のポイント

■4つの習慣

- ▶寝たばこは絶対にしない、させない。
- ▶ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ▶こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ▶コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



■6つの対策

- ▶ストーブやこんろは安全装置の付いた機器を使用する。
- ▶住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ▶寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- ▶消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ▶お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ▶防火防災訓練への参加、火防点検などの戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



冬から春にかけて火災が発生しやすい時季を迎えました。火災予防思想の一層の普及を図り、火災の防止と火災による死傷事故や財産の損失を防ぐため、全国一斉に春季火災予防運動を実施します。

また、運動期間に併せて、3月2日(日)午後1時30分頃から西小学校周辺で消防団火災想定訓練を実施します。

■運動期間 3月1日(土)～7日(金)

■2024年度全国統一防火標語

「守りたい 未来があるから 火の用心」

■運動内容

- ①消防車両による防火パトロール
- ②家庭防火点検(一部地域のみ)
- ③消火栓等の点検
- ④午後7時に防災無線によるサイレン放送
※実際の火災のサイレンではありません。

☎ 生活環境課消防交通係 (内線 2134)

火入れ・たき火を行う前に、必ず金ケ崎分署に届出連絡をしましょう

奥州金ケ崎行政事務組合消防本部では、奥州金ケ崎管内での火入れ・たき火を原因とした火災件数が令和6年中、26件（内金ケ崎町は3件）だったことを踏まえ、同原因による火災予防の推進に取り組んでいます。

火入れ・たき火を行う前に、**必ず金ケ崎分署**へ届出連絡をしましょう。

【金ケ崎分署への届出連絡方法】

- 方法① 電話（☎44-2442）で連絡する。
方法② 指定の届出書（火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為の届出書）をFAX（44-3688）又は持参（西根北宿内78番地1）する。

届出書のダウンロードはこちらから▶



■始める前に確認・準備すること

- ▶周囲に燃えやすいものがない場所で行う。
- ▶乾燥注意報等が出ているときや風の強い日は控える。
- ▶水バケツ、水道ホース等の消火準備をする。
- ▶燃えやすいものは小さく集積する。

■行っているときに注意すること

- ▶火を消すまでその場を絶対に離れない。
- ▶一度に広範囲を燃やさず、少しずつ分けて行う。
- ▶衣服への着火や火傷に十分注意する。ナイロン製のヤッケなどで実施しない。

- ▶風が強くなってきた場合は中止する。
- ▶日没前に終了する。

■終わった後に確認すること

- ▶必ず、消えたか確認する。
- ▶周囲に飛び火していないか確認する。



☎ 奥州金ケ崎行政事務組合消防本部予防課予防係（☎24-7211）

精神障害者保健福祉手帳に JR グループの割引制度が導入されます

令和7年4月1日より、JRグループにて運賃の精神障害者割引制度が導入されます。

■対象となる人

●精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額「第1種」または「第2種」の記載があるもの）をお持ちの人

※手帳1級は第1種、手帳2級または3級は第2種の記載があります。

※お持ちの手帳が以下の場合、割引が適用になりません。

- 有効期限が切れた手帳
- 顔写真が貼られていない手帳
- 第1種、第2種の記載がない手帳

■必要な手続き

割引制度を希望される人は金ケ崎町保健福祉センター窓口で次の手続きが必要です。

<顔写真の貼付がない人>

●手帳の再交付申請（写真貼付なしから写真貼付ありへの変更）をお願いします。写真（縦4cm×横3cmで1年以内に撮影したもの）をご用意ください。

※写真を貼付する場合、奥州保健所にて割印を押印することから、即日対応はできませんので時間に余裕をもって申請いただきますよう、お願いいたします。

<旅客運賃減額の記載がない人（顔写真貼付ありの人のみ）>

●保健福祉センター窓口でお持ちの手帳にシールを貼付します。

☎ 金ケ崎町保健福祉センター福祉係（☎44-4560）

JR 東日本お問い合わせセンター（☎050-2016-1600）

※割引制度の詳細については **JRグループ** にお問い合わせください。